

令和 8 年度

壱岐市内浄水場乾燥汚泥収集運搬業務

仕 様 書

壱 岐 市

1 目的

この仕様書は、壱岐市発注の浄水場乾燥汚泥収集運搬業務について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃掃法」という。)の規定に基づき受注者に委託する積込、収集・運搬について必要な事項を定めるものである。

2 委託業務名

壱岐市内浄水場乾燥汚泥収集運搬業務

3 委託業務概要

壱岐市内浄水場の天日乾燥床から排出される産業廃棄物の積込、収集、運搬を許可業者に委託する。なお、産業廃棄物であるため廃掃法に沿った処理を行うものとする。

4 委託業務の場所

壱岐市内浄水場（郷ノ浦浄水場・門野田浄水場・新西浄水場）

5 委託期間

契約日から令和9年2月26日までとする。

6 産業廃棄物の種類、性状

- (1) 産業廃棄物の種類は汚泥。
- (2) 汚泥は凝集剤としてポリ塩化アルミニウム及び消毒剤として次亜塩素酸ナトリウムを使用している。
- (3) 汚泥の荷姿はバラ。

7 委託業務の実施要領

- (1) 汚泥の搬出は、汚泥の乾燥状態を確認したうえで依頼することとするが、実施時期は天候等により不確定なため受注者及び廃棄物処理業者と十分協議のうえ対応を行うこと。
また、汚泥の収集時は、必ず職員立会いの下行うこと。
- (2) 乾燥汚泥を積込後、貴社指定の廃棄物処分業が指定する処分場まで運搬すること。
収集・運搬の際の乾燥汚泥の飛散・流出を防止するための機能を備えた車輛を使用すること。
- (3) 運搬数量は計量器による重量（t）をもって運搬数量を確定することとする。
- (4) 天日乾燥床の砂の補充については、監督職員の指示により行うこととし、汚泥収集運搬費に含むこととする。
- (5) 水道施設内で作業を行う者は全員検便検査を受け、赤痢菌・サルモレラ菌・腸

チフス・パラチフスの陰性の結果書（写）を提出し、作業は清潔な作業着・保安帽・ゴム長靴・手袋等を着用すること。

（６）受注者は、常に業務の安全に留意して作業を行い、事故防止に努めなければならない。

（７）受注者は、業務施工中、交通の妨害となる行為その他公衆に迷惑を及ぼす行為のないよう十分な措置をしなければならない。

8 提出書類

受注者は以下の書類等を監督職員に提出すること。

（１）許認可証（収集運搬の許可証・最終処分場の許可証その他必要な許可証）の写し。

（２）県外の最終処分場で処分する際は、搬入先の県との事前協議が完了した旨の証明書、又はこれに代わる必要な書類。

（３）作業員名簿。

（４）業務に従事する作業員全員の検便検査結果書の写し。

9 業務完了の報告

（１）受注者は発注者から委託された業務が完了した後、直ちに指定の業務完了報告書を作成し、業務写真（搬出積込状況、運搬状況、荷下ろし状況等）、マニフェストとともに発注者に提出する。

（２）その他、市長が必要と認める図書。

10 疑義の解釈

仕様書及び業務内容に疑義が生じた場合、又は明示されていない事項があるときは発注者及び受注者が双方協議して決定するものとする。